

電力需給調整力取引所  
2024年度 取引監視報告

2025年6月

一般社団法人電力需給調整力取引所  
市場取引監視委員会

本資料に使用するデータ、分析結果その他いかなる情報についても、情報の完全性及び正確性を保証するものではありません。  
本資料の情報を使用したことにより生じたいかなる損害についても、本取引所はその責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 目次

はじめに .....	- 1 -
Ⅰ. 週間取引（複合） .....	- 2 -
Ⅱ. 前日取引 .....	- 4 -

## はじめに

本取引所の市場取引監視委員会は、需給調整市場における市場取引の監視を通じて、取引規程に定める禁止行為（不公正な取引）に該当する行為の有無及び禁止行為を行った取引会員に対して実施すべき処分等の判定を行い、以て市場の健全性・公正性を確保することを目的としています。

取引状況の監視及び分析、また、必要に応じて関係事業者への聞き取り等を行い、禁止行為に該当する可能性のある取引を認識した場合、当該取引について詳細に調査します。調査の結果、禁止行為に該当するまたは該当する虞が高いと判断した場合には、取引規程に則った処分を決定します。

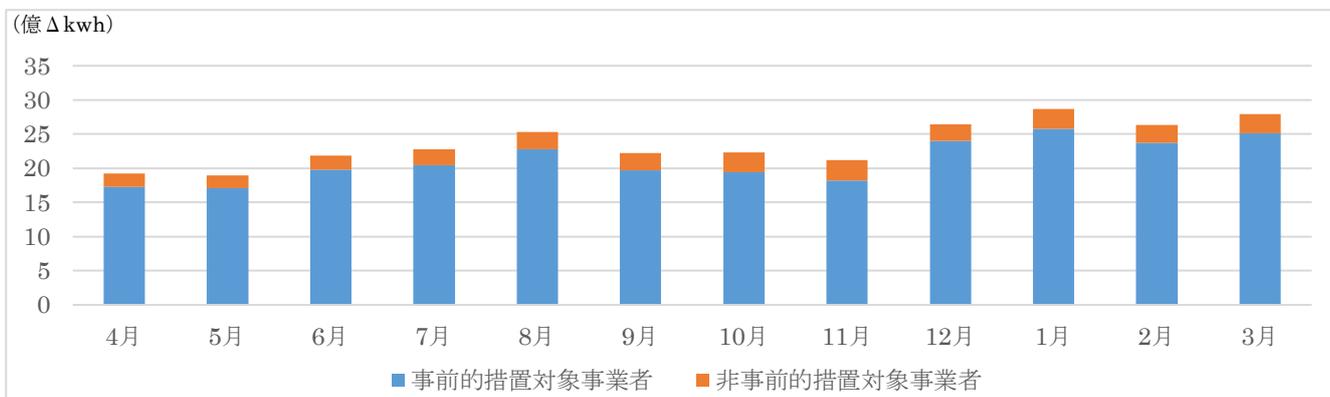
また、市場取引監視委員会で行った監視及び分析の結果等については、必要に応じて資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告します。

本取引所では公正かつ有効な競争を推進する観点から、年度ごとにこれらの状況を取り纏め、一般に公開します。

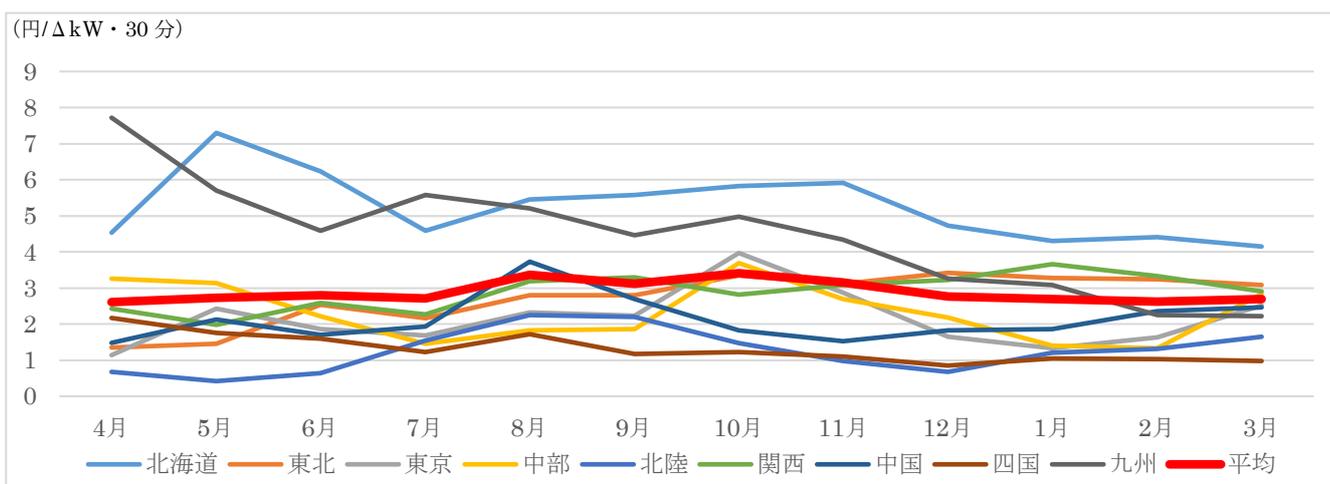
## I. 週間取引（複合）

市場取引監視委員会では、需給調整市場ガイドライン（以下、「GL」という。）の考え方を踏まえ、主に大きな市場支配力を有する事業者（以下、「事前の措置対象事業者」という。）の応札行動について監視及び分析を行った。（参考）事前の措置対象事業者のシェア率：約 89% [図 1 より算出]

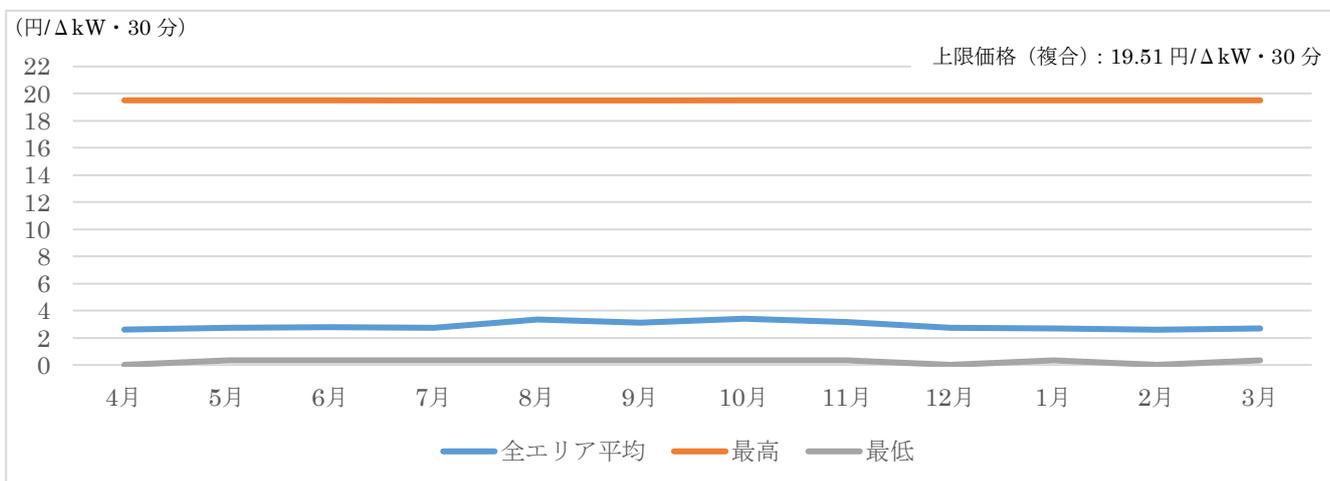
<図 1：複合商品月別約定量合計>



<図 2：複合商品 平均落札価格（エリア別）>



<図 3：複合商品 最高値、最安値、平均落札価格（全体）> ※「全エリア平均」は図 2 の「平均」と同値



※ 各図は、取引実績の速報値（システム初期約定時点のデータ）を元に作成。

**【総括】**

図1に示すとおり、約定量については端境期となる10～11月に応札が減少するも、12月以降は再び上昇の傾向が見られた。その他全体を通して大きな動きは見られず、個別の事業者の応札行動においても、明らかに不自然に増減をさせる等の行動は見られなかった。

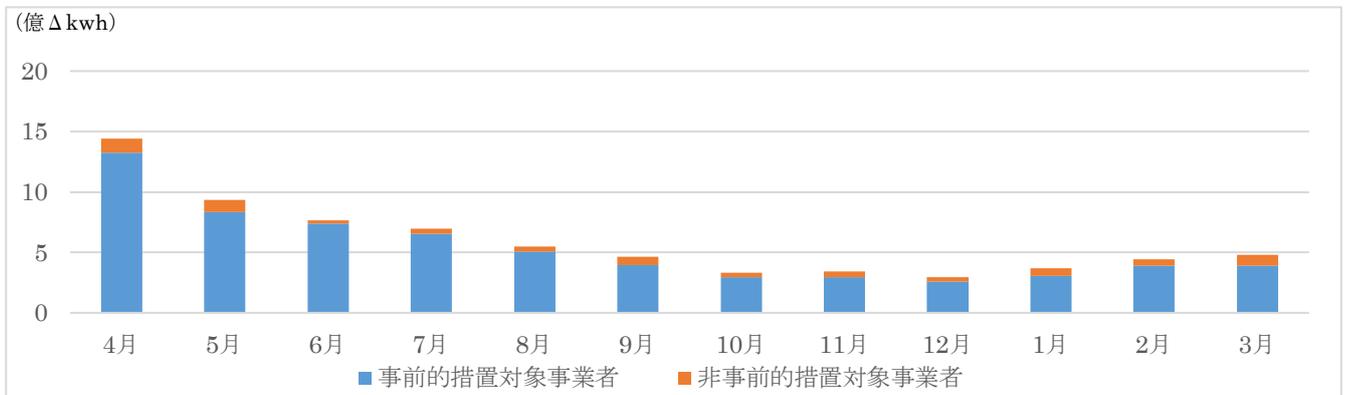
また、図2に示すとおり、エリア間で価格の差はあるものの、平均落札価格としては概ね横ばいの状況であるが、図3からわかるとおり、上限価格で応札しているケースが散見された。これに対して、価格監視の観点から、事前措置対象事業者の上限価格での応札札に加え、無作為に選定した応札札の価格設定の根拠を確認（事業者へのヒアリング等）したところ、いずれもGLの価格規律に照らし、妥当な設定であることを確認した。

現時点においては、禁止行為（不公正な取引）に該当する可能性のある行為までは見られなかったが、非事前措置対象事業者にあっても、一部の事業者は上限価格に張り付けて応札している状況が確認されていること等を踏まえ、GLに規定する「望ましい行為」の趣旨に照らし、事前措置対象事業者はもとより、非事前措置対象事業者についても引き続き注視していく。

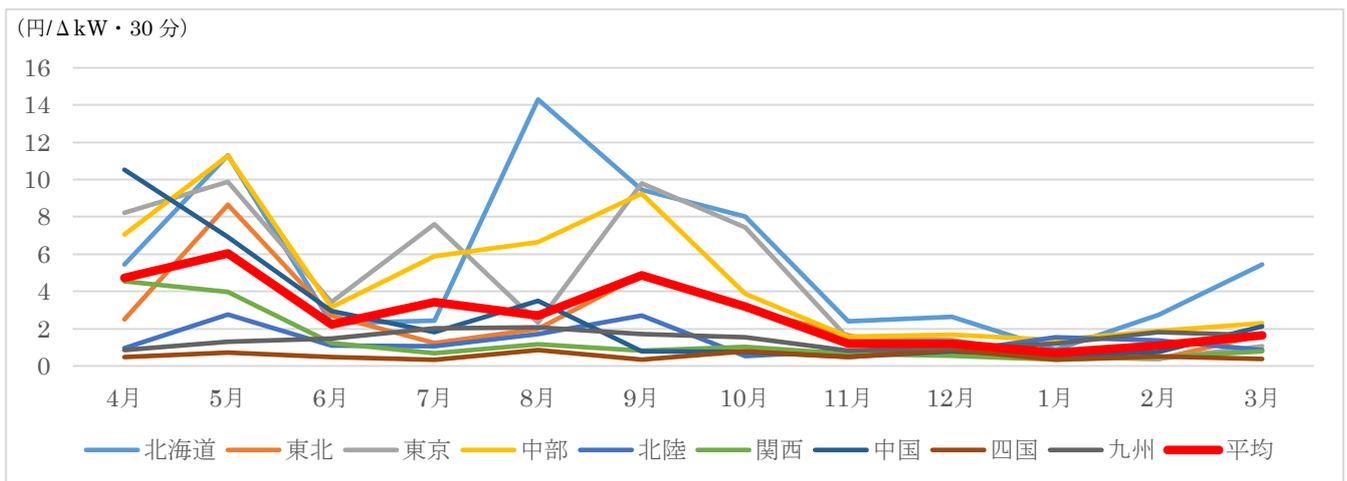
## Ⅱ. 前日取引

市場取引監視委員会では、GL の考え方を踏まえ、主に事前措置対象事業者の応札行動について監視及び分析を行った。（参考）事前措置対象事業者のシェア率：約 90% [図 3 より算出]

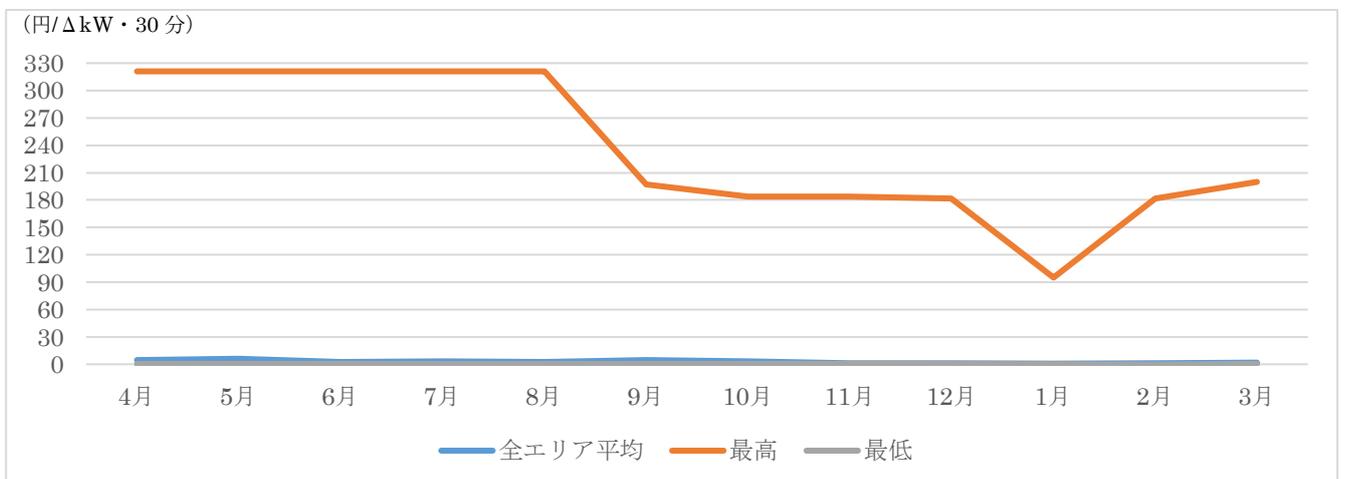
<図 4：三次調整力②月別約定量合計> ※4月は「週間商品の前日追加調達分」を含む



<図 5：三次調整力② 平均落札価格>



<図 6：三次調整力② 最高値、最安値、平均落札価格（全体）> ※「全エリア平均」は図 5 の「平均」と同値



※ 各図は、取引実績の速報値（システム初期約定時点のデータ）を元に作成。

## 【総括】

図4に示すとおり、約定量については4月の価格高騰に起因し、5月の二次②及び三次①の前日追加調達一時中断、6月の募集量の削減により約定量は徐々に減少したが、その後11月のクロスポイント※の導入以降はやや上昇に転じている状況。

また、図5に示すとおり、平均落札価格については6月の募集量の削減により、全エリアを通して高価格札が不落となったことから、大きく下降の傾向が見られるものの、一部のエリアにおいてはその後再び上昇し、11月にかけて収斂していることが見て取れる。これは当該エリアの需給状況（夏季の需給の厳しい場合等）等の影響によって価格が上昇したものと考えられる。下期以降は需給状況も安定しており、いずれのエリアも落札価格が安定して推移している。価格の監視の観点から、事前措置対象事業者のうち、平均落札価格を大きく上回る価格で入札している事業者に加え、無作為に選定した応札札の価格設定の根拠を確認（事業者へのヒアリング等）したところ、いずれもGLの価格規律に照らし、妥当な設定であることを確認した。

現時点においては、禁止行為（不公正な取引）に該当する可能性のある行為までは見られなかったが、図6に示すとおり、最高落札価格が平均落札価格に比して高価格で推移しており、これらは非事前措置対象事業者の応札であることが確認されていること等を踏まえ、GLに規定する「望ましい行為」の趣旨に照らし、事前措置対象事業者はもとより、非事前措置対象事業者についても引き続き注視していく。

※各エリア・各ブロックの募集量削減係数

= 直近約1ヶ月の応札量（過去一定期間の各エリア余力平均単価以下） ÷ 直近約1ヶ月の募集量（削減前）

（参考）第97回制度検討作業部会 資料6

[[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/097\\_06\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/097_06_00.pdf)]